

## 新設区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る手数料の特例の制定等について

### 1. 趣旨

参加者が、株券等の管理方法の変更等に伴い、既存の区分口座から新設区分口座に残高移管を行う場合の振替手数料については、参加者の手数料負担軽減の観点から、平成16年4月に手数料率を通常の料率の10%とする特例措置を導入した。その後、振替手数料については、平成17年4月に件数基準を導入し、現在は株数基準から件数基準への移行に伴う経過措置が適用されているが、新設区分口座に係る振替手数料については、規程上その取扱いが不明確となっている。

については、新設区分口座に係る振替手数料の取扱いを明確化するとともに、件数基準への移行に伴う経過措置の目的に鑑み、新設区分口座に係る振替手数料については件数基準に完全に移行することとし、別紙1のとおり「新設区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る手数料の特例」を制定し、別紙2のとおり「株券等に関する手数料及びその料率」を一部改正することとする。

### 2. 概要

参加者が新たな区分口座の開設申請の際に申し出た場合には、当該申請において指定した日における当該新設区分口座を振替先とする同一参加者の区分口座間の振替については、件数基準への移行に伴う経過措置は適用せず、件数基準の料率のみにより振替手数料を算出することとする。

<参考：件数基準への移行に伴う経過措置>

期 間	株数基準	件数基準
平成17年度	80%	20%
18年度	60%	40%
19年度	40%	60%
20年度	20%	80%

### 3. 施行日

平成19年2月28日から施行し、平成19年2月1日以降に開設する区分口座を振替先とする同一参加者の区分口座間の振替に係る振替手数料の算出について適用する。

以 上

## 新設区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る手数料の特例

この特例は、新設区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る手数料に関し、必要な事項を定める。

1．機構が新たに区分口座を開設した場合において、当該区分口座の開設の申請に際し参加者が本特例の適用の申出を行ったときは、当該新設区分口座を振替先とする同一参加者間の振替に係る手数料の料率については、株券等に関する手数料率及びその料率の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券

当該申請において指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき 45円

(2) 新株予約権付社債券

当該申請において指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき 50円

(3) 投資信託の受益証券

当該申請において指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき 45円

(4) 投資証券

当該申請において指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき 45円

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

当該申請において指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき 45円

2．前項の新設区分口座を振替先とする同一参加者の区分口座間の振替における参加者は、前項各号に定める料率により算出した手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

### 附 則

この特例は、平成19年2月28日から施行し、平成19年2月1日以降に開設する区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る振替手数料の算出について適用する。

株券等に関する手数料及びその料率等の一部改正について

1 株券等に関する手数料及びその料率

(下線部分変更)

新			旧		
2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。			2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			(略)		
(削る)			新設区分口座に係る区分口座間振替手数料	新たに機構が開設した区分口座を振替先とする同一参加者の区分口座間の振替における当該参加者(区分口座の開設の申請の際併せて当該手数料の適用の申出を行った参加者に限る。)	<p>(1)株券 当該申請において指定した一の振替日における1日の振替株数</p> <p>(2)新株予約権付社債券 当該申請において指定した一の振替日における1日の振替に係る券面の総額</p> <p>(3)投資信託の受益証券 当該申請において指定した一の振替日における1日の振替口数</p> <p>(4)投資証券</p>
					<p>1.(1)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p> <p>1.(2)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p> <p>1.(3) a 又は b の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p>

(略)	<p>当該申請において指定した一の振替日における1日の振替回数</p> <p>1.(4)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p> <p>(5)協同組織金融機関の優先出資証券</p> <p>当該申請において指定した一の振替日における1日の振替回数</p> <p>1.(5)の規定により適用される同一参加者の区分口座間の振替手数料の徴収料率の10%</p>
(注) 1. ~ 4. (略) (削る)	(注) 1. ~ 4. (略) 5. 新設区分口座に係る区分口座間振替手数料に係る申請は、1. 業務規程第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率(1)(注)4.、(2)(注)1.、(3)a(注)2.、(3)b(注)2.、(4)(注)3.及び(5)(注)2.に規定する各申請をいう。

2 平成18年4月1日改正附則

新	旧												
<p>別表第2 (振替株数基準による振替手数料)</p> <p>(1) 株券</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. (略) (削る)</p>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			<p>別表第2 (振替株数基準による振替手数料)</p> <p>(1) 株券</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. (略) 2. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1.</p>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)		
区分	徴収対象者	徴収料率											
(略)													
区分	徴収対象者	徴収料率											
(略)													

2. (略)

(2) 新株予約権付社債券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(削る)

(注) (略)

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

(削る)

日の振替株数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

3. (略)

(2) 新株予約権付社債券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、振替に係る券面の総額から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

2. (略)

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

2.参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1

2. (略)

b 前 a 以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

(削る)

2. (略)

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

(削る)

日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

3. (略)

b 前 a 以外の受益証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

2.参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

3. (略)

(4) 投資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

2.参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1

2. (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(削る)

(注) (略)

日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

3. (略)

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. 参加者は、同一参加者の区分口座間の振替のうち、機構が当該参加者のために新たに開設した区分口座を振替先とするものについて、機構が当該区分口座を開設する日以降5営業日目までの一の営業日に限り、1日の振替口数から控除し、かつ、2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率に規定する新設区分口座に係る区分口座間振替手数料の納入に代える措置の適用を受けることができる。当該措置の適用は、参加者が区分口座の開設の申請の際併せて当該措置の適用につき機構に申出を行い、機構が当該区分口座の開設を認めた場合とする。

2. (略)

3 附 則

この改正規定は、平成19年2月28日から施行し、平成19年2月1日以降に開設する区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る振替手数料の算出について適用する。